

食安輸発1214第2号
平成21年12月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(フィリピン産マンゴー及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0331008号に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体の収去検査の結果、フィリピン産生鮮マンゴーにおいて基準値(0.01ppm)を超えるテブコナゾールが検出し、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

- 1 対象食品
フィリピン産マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬（テブコナゾールを含む。）